

人的セキュリティに関する対策基準

1．趣旨

本文書では、情報セキュリティに関わる人的セキュリティとして、全構成員の役割・責任・免責事項、構成員の教育研究上の利便性への配慮、構成員に対する教育・研修、利用者の遵守事項、違反行為に対する措置や罰則などについて記述する。

2．役割・責任および免責事項

各人の役割・責任・免責事項などは、「組織・体制に関する対策基準」に記述されているので、ここでは省略する。

3．教育研究上の利便性の配慮

・教職員および学生は、情報セキュリティ対策について教育研究上の利便性を著しく損なう点、遵守することが現実的に困難な点について、情報セキュリティ委員会に対して、ポリシーおよび実施手順の改善を求めることができる。

・教職員および学生以外の者（来学者）に学内の情報システム（公共情報端末や情報コンセントを含む）を一時的に使用させる場合においては、その利用者が守るべきポリシーを定め、これを厳守させるよう適切な措置を施さなければならない。

4．教育・研修

・最高情報セキュリティ責任者は、支線管理者およびシステム管理者向けの研修を開催しなければならない。

・支線管理者およびシステム管理者は利用者に対し教育・研修を行わなければならない。

・情報処理センターは、教員が行う学生向けのポリシーに関するオリエンテーションや講義に協力しなければならない。

・すべての教職員および学生は、研修会や説明会または講義等を通じ、ポリシーおよび実施手順を理解し、情報セキュリティ上の問題が生じないように努めなければならない。

5．事故・障害の報告

・教職員および学生は、情報セキュリティに関する事故、情報システムの不審な動作、公開情報の改竄、システム上の障害および誤動作を発見した場合には、ネットワーク委員またはシステム管理者（各研究室の教員など）に直ちに報告しなければならない。

・ネットワーク委員およびシステム管理者は、報告のあった事故等についてすべてネットワーク委員長と全学ネットワーク運用管理者（情報処理センター所長）に通知するとともに、直ちに必要な措置を講じなければならない。必要ならば、ネットワーク委員長と全学ネットワーク運用管理者に措置に関して指示または支援を要請すること。

・全学ネットワーク運用管理者は、発生したすべての情報セキュリティ上の事故等に関する記録を一定期間保存し、ネットワーク委員会および情報セキュリティ委員会に報告するとともに、重大な事故に対しては、迅速な再発防止対策を講じなければならない。

・一般利用者に対する情報セキュリティ上の事故・障害の通知は、問題の程度に応じた適切な表

現に配慮し、速やかに行わなければならない。

- ・学内からの不正アクセスによって学外に被害を及ぼし、その事実関係の説明を被害者または第三者から求められた場合の対応手順を、規程として定めなければならない。
- ・事故等について、情報処理振興事業協会（IPA）等の公的機関に報告することが望ましい。さらに、必要に応じて警察のネットワーク犯罪担当部署に相談することができる。

6．パスワード管理・ログ管理

6.1 一般者向け

- ・自己のパスワードは秘密としなければならない。また、十分なセキュリティを維持できるよう、自己のパスワードの設定および変更には配慮しなければならない。
- ・他の利用者のアカウントを使用してはならない。
- ・いかなる場合も他の利用者のパスワードを聞き出してはならない。
- ・システム管理者が、不適切なパスワードの変更を求めた場合、利用者はその指示に従わなければならない。
- ・パスワードの聞き取りには、いかなる場合も応じてはならない。

6.2 システム管理者向け

- ・情報システムの利用資格者の規程を定めなければならない。
- ・規程に基づく利用資格を有する者以外に情報端末の使用権限を与えてはならない。また、利用資格を失った利用者の使用権限を停止しなければならない。
- ・利用者の認証情報を管理権限のない第三者に漏洩してはならない。また、いかなる場合にも利用者からパスワードを聞き取りしてはならない。
- ・利用記録および通信記録の解析等にあたっては、利用者のプライバシーに配慮し、閲覧解析を認める場合の要件と手続きを定めなければならない。

7．非常勤職員および臨時職員ならびに外部委託

- ・非常勤職員および臨時職員（外部委託事業者を含む）には、雇用契約の際に、守るべきポリシーの内容を理解させ、実施および遵守させなければならない。
- ・情報システムの開発および保守ならびにシステム管理業務を外部委託事業者に発注する場合は、外部委託事業者から下請けとして受託する業者を含めて、ポリシーのうち外部委託事業者が守るべき内容の遵守を明記した契約を行わなければならない。
- ・外部委託事業者との契約書には、責任所在の境界、ならびに、ポリシーが遵守されなかった場合の規程を定めなければならない。

8．措置

システム管理者は、本対策基準に違反した利用者に対し、利用資格の取消、停止、変更の措置をとらなければならない。旧に復する場合は、当該利用者に対しポリシー遵守に関する教育および対応策を実施しなければならない。

9. 罰則

- ・教職員が本対策基準に違反したときは、就業規則に従い必要な措置がとられる。
- ・学生が本対策基準に違反したときは、学則に従い必要な措置がとられる。
- ・本学に重大な損失を与える行為があった場合は、上記に加え、法的手段による問題解決がはかられることがある。

10. 施行期日

本対策基準は、平成16年11月1日より施行する。